## ニュースポーツ用具貸出事業実施要項

## 1 目的

公益財団法人宮城県スポーツ協会(以下「協会」という。)は、生涯スポーツの一層の振興を目的に、子供からお年寄りまで気軽に楽しめるニュースポーツの普及を図るため、ニュースポーツ用具(以下「用具」という。)の貸出しを実施します。

## 2 貸出対象

宮城県内に所在する団体(市町村、学校、地域スポーツ関係団体、総合型地域スポーツクラブ等)が、非営利で使用する場合。

3 貸出対象物品

協会が所有するニュースポーツ用具。(なお、貸出単位は式・セットで行います。)

4 借用申込及び用具の受け渡し場所

借用申込は、事前に宮城県第二総合運動場(電話022-249-1216)に電話で借用の可否を問い合わせ、借用が可能であるときは、ニュースポーツ用具借用申込書を郵送又はファクシミリで申込をしてください。

5 借用申込期間

使用月の原則2箇月前から借用日の7日前までとします。ただし、県大会等への貸出については、この限りではありません。

6 貸出時期及び期間

宮城県第二総合運動場の事業に支障の無い時期に限り、原則として1回当たり7日以内で貸し出すものとします。

7 禁止事項

貸出用具の転貸は、一切禁止します。

8 使用報告書

借用者は、用具の返却時にニュースポーツ用具使用報告書を提出してください。

- 9 その他
  - (1) 貸出料金は無料です。ただし、用具を破損、滅失した場合には協会は実費を求めることができることとします。
  - (2) 貸出用具は大切に使用することとし、返却時には用具を清掃、点検し返却するものとします。
  - (3) 用具の返却の際は、貸出確認表突合に対応できる者及び用具の破損滅失に対応できる 責任者のいずれかの者が立ち会うこととします。